

令和7年9月8日

お客さま各位

静清信用金庫

令和7年台風15号等に伴う災害等に対する当金庫の対応について

このたびの台風15号等に伴う影響により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

静清信用金庫では、今回の台風15号等により直接的・間接的な被害を受けられた皆さまの支援をさせていただくため、下記の通り、お客さまの状況に応じて便宜的なお取扱いをさせていただきます。

記

1. 預金証書、通帳、お届印等を紛失した場合でも、ご預金者であることが確認できれば、ご預金を払戻しいたします。
2. ご事情をご確認させていただき、定期預金、定期積金等の期限前の払戻しに応じます。
3. 汚れた紙幣や硬貨は、お取替えいたします。状態によっては日数を要する場合がございます。
4. 今回の災害等のため、支払期日が経過した手形については、窓口にご相談ください。
5. 罹災証明を必要とする手続きにおいて、各市における交付状況により発行が間に合わない場合は、窓口へご相談ください。
6. その他、当金庫とのお取引において、被災に係るご相談がありましたら、下記までお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

静清信用金庫 営業店窓口（平日 9：00～15：00）

営業推進部 お客さまの声担当 0120-0988-50（平日 9：00～17：00）

※上記のお取扱いは、お客さまのお取引店にてお手続きをさせていただきます。

※ご来店に際しては、ご本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳等）をお持ちください。なお、紛失の場合は窓口まで、ご相談ください。

以上